

V 参考資料

第1 用語集

あ行

【IoT (Internet of Things)】

「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出す。

【ICT (Information and Communication Technology)】

情報・通信に関する技術の総称。従来から使われている「IT (Information Technology)」に代わる言葉として使われている。

【一般調整】

特別調整ではない、従来の生活環境調整制度のこと。

【入口支援】

刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行うこと。

か行

【仮釈放】

刑法第28条に基づき、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を収容期間満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残りの収容期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的とするもの。

【起訴】

公訴を提起すること。起訴は検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示を内容とする訴訟行為であり、起訴には、公判請求、略式命令請求及び即決裁判請求がある。

【起訴猶予】

被疑者が犯罪を犯したことが証拠上明白であっても、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重と情状、犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断される場合に、検察官の判断により起訴を猶予して不起訴とすること。

【^{きょうかい}教誨師】

矯正施設在所者の希望に基づき宗教上の儀式行事及び教誨（読経や説話等による精神的救済）を行うボランティアのこと。

【矯正施設】

刑務所、[少年刑務所](#)、[拘置所](#)、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称。

【矯正就労支援情報センター】

受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する事業者の相談に応じて、事業者のニーズに適合する者を収容する矯正施設等を紹介するなどしている機関。通称「コレレワーク」。

【協力雇用主】

犯罪をした人等の改善更生及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主のこと。

【居住支援協議会】

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立した協議会のこと。住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の大家等の双方に、住宅情報の提供等の支援を行う。

【居住支援法人】

住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅の入居者への家賃債務保証、賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を居住支援協議会と連携し行う法人のこと。居住支援の担い手として県が指定する。

【禁錮】

無期及び有期とし、有期禁錮は 1 月以上 20 年以下とされている。刑事施設に拘置されるが、刑法上、作業の義務が課されていない点が懲役とは異なる。

【ぐ犯少年】

保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年のこと。

【刑事施設】

刑務所、少年刑務所及び拘置所を総称するもの。刑務所及び少年刑務所は、主として受刑者を収容する施設であり、拘置所は、主として未決拘禁者を収容する施設である。

【ケース・フォーミュレーション (CFP : Case Formulation for Probation)】

保護観察所において、保護観察対象者に対して再犯防止のためのより効果的な指導・支援を行うためのアセスメントツール。理論的・実証的根拠に基づき、再犯・再非行誘発要因と改善更生促進要因と、その背景要因・相互作用を分析し、保護観察処遇の焦点と留意事項を明らかにするもの。

【刑法犯】

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）。

【刑務所】

主として受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。

【検挙】

捜査機関が刑事事件における犯人を明らかにすることができたこと、さらに犯人として引致できたこと。

【検察庁】

検察官の行う事務を統括するところであり、検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを定める。また、検察官は自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもある。

【更生緊急保護】

保護観察所が満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、身柄の拘束を解かれた後、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その人の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与したり、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うこと。

【更生保護】

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。

【更生保護サポートセンター】

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っている。

平成 20（2008）年度から整備され、平成 30（2018）年度末までに全国 886 か所に設置されている。

【更生保護施設】

刑務所出所者等のうち、頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供するとともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けしている民間の施設のこと。令和 2（2020）年 12 月現在、全国に 103 施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されている。県内には、3 施設ある。

【更生保護女性会】

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体のこと。

【更生保護法人】

更生保護事業法に基づき法務大臣の認可を受けて、専ら更生保護事業を営むことを目的として設立された特別な法人のこと。

【拘置所】

主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設のこと。

さ行

【再入者】

受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者のこと。

【再犯者】

刑法犯等により検挙された者のうち、前に、道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者のこと。

【執行猶予】

「執行猶予」には、刑の全部の執行猶予と刑の一部の執行猶予がある。以前に懲役刑又は禁錮刑に処せられたことがないなど一定の条件を満たす場合に、判決で3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、情状により、刑の全部の執行（刑務所に入ること）を1年から5年の範囲で猶予することができる。

また、同様に3年以下の懲役刑又は禁錮刑を言い渡すとき、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪をすることを防ぐために必要かつ相当である場合に、その刑の一部の執行を1年から5年の範囲で猶予することができる。

猶予されている期間は、刑務所に入ることはないが、その期間内に再び犯罪を犯すなどしたときは「執行猶予」が取り消され、刑務所に入ることとなる。

【児童自立支援施設】

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

【児童相談所】

市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他のからの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護する行政機関のこと。児童福祉法に基づき、各都道府県等に設置されている。

【社会を明るくする運動】

全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための運動であり、毎年7月の強調月間には、全国各地で街頭広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ等の広報活動に加えて、様々なイベントを実施している。

なお、平成28(2016)年12月に成立した再犯防止推進法においても、再犯の防止等についての国民の関心と理解を深めるため、7月を再犯防止啓発月間に定めており、“社会を明るくする運動”は、再犯防止啓発月間の趣旨の周知徹底を図り、かつ、その趣旨を踏まえた活動の実施を推進する。

【住宅確保要配慮者】

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している人、保護観察対象者等、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。

【就労継続支援事業所】

就労継続支援 A 型事業所と就労継続支援 B 型事業所がある。就労継続支援 A 型事業所は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。就労継続支援 B 型事業所は、障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもの。

【就労支援事業者機構】

経済界全体で刑務所出所者等の就労を支援し、就労の確保や再犯の防止を図るべきとの考えから、平成 21（2009）年に、経済諸団体や大手企業関係者等により認定特定非営利活動法人「全国就労支援事業者機構」が設立され、また、地方単位の就労支援事業者機構（都道府県就労支援事業者機構）が全国 50 か所（各都府県に 1 か所、北海道は 4 か所）に設立され、刑務所出所者等を雇用した協力雇用主へ助成事業などの就労支援事業を実施している。

【乗車保護】

刑務所出所者に対し、最寄り駅までの乗車運賃の支給等を行うこと。

【少年院】

家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年に対し、その特性に応じた適切な矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行うことにより、在院者の改善更生及び円滑な社会復帰を図る法務省所管の施設。

【少年鑑別所】

家庭裁判所等の求めに応じ、①鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設のこと。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。

なお、鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すこと。

【少年警察ボランティア】

「地域の少年は、地域で育てる」を基本理念に、少年の非行防止や健全な育成のため、都道府県、市町村、学校などと連携してボランティア活動に従事している民間のボランティア（警察本部長等から委嘱）のこと。

【少年刑務所】

主に 26 歳未満の受刑者を収容して改善更生のための矯正処遇を行い、円滑な社会復帰に資することを目的として設けられた施設のこと。全国に 6 箇所、九州では佐賀少年刑務所がある。

【少年サポートセンター】

都道府県警察に設置され、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。活動内容は、①少年非行や少年の犯罪被害に関する相談活動、②非行少年・不良行為少年やその家族に対する助言・指導、③犯罪被害少年への助言・支援、④非行防止教室・薬物乱用防止教室の開催や少年警察ボランティア等との合同補導活動など少年非行を未然に防止するための啓発活動などを行っている。

【処遇】

警察等で検挙された人が、検察、裁判、矯正、更生保護の各段階で受ける取扱いのこと。

【触法少年】

14 歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年のこと。

【自立訓練】

障害福祉サービスの一つで機能訓練と生活訓練がある。機能訓練とは、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもの。生活訓練とは、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うもの。

【自立準備ホーム】

平成 23（2011）年度から、保護観察所長があらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を自立準備ホームと呼んでいる。自立準備ホームでは、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っている。県内に、令和2（2020）年4月1日現在、登録団体が5団体、9施設ある。

【心神喪失者等医療観察制度】

心神喪失又は心神耗弱の状態（精神障害のために善悪の区別がつかないなど、刑事責任を問えない状態）で、重大な他害行為（殺人、放火、強盗、強制性交等、強制わいせつ、傷害）を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度のこと。

【スクールカウンセラー】

心理療法や心理検査等を通して、児童生徒本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家のこと。

【スクールソーシャルワーカー】

児童生徒に影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築く福祉の専門家のこと。

【生活環境調整】

受刑者等の出所後の帰住予定地を管轄する保護観察所の保護観察官や保護司が引受人等と面接するなどして、帰住予定地の状況を調査し、住居、就労先等が改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境となるよう調整するもの。調整結果に基づき、仮釈放等審理が行われるほか、受刑者等の仮釈放後の保護観察をより効果的に行う目的で実施されている。

【生活困窮者自立支援制度】

平成 27 年（2015）4 月から始まった制度であり、「現在は生活保護を受給していないが、生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人等」を対象に、困りごとにかかわる相談に応じ、安定した生活に向けて仕事や住まい、子どもの学習など様々な面で支援すること。

再び最低限の生活を維持できなくなることがないように、生活保護から脱却した人も支援の対象となる。

【セーフティネット住宅制度】

「新たな住宅セーフティネット制度」は、平成29年（2017）10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、始まった制度のこと。

民間の空き家・空き室を活用して住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的としており、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修・入居への経済的支援、③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援の3つの柱から成り立っている。

【成年後見制度】

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者などのうち判断能力が不十分な成年者の財産や生命、その権利などを保護し、支援する制度のこと。家庭裁判所による法定後見制度と本人による任意後見制度がある。

た行

【地域共生社会】

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会。

【地域生活定着支援センター】

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働し、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21（2009）年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。

【地域包括ケアシステム】

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

【懲役】

無期及び有期とし、有期懲役は1月以上20年以下とされている。刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる刑罰のこと。

【DV (Domestic Violence)】

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力のこと。

【独自調整】

一般調整及び特別調整のどちらでもなく、独自に調整を行うこと。

【^{とくし}篤志面接委員】

矯正施設在所者と面接し、専門的知識や経験に基づいて相談、助言及び指導等を行うボランティアのこと。

【特別調整】

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のために、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための調整を行うこと。

具体的には、福祉サービス等を受ける必要があると認められること、その人が支援を希望していることなどの特別調整の要件を全て満たす矯正施設の被収容者を矯正施設及び保護観察所が選定し、各都道府県が設置する地域生活定着支援センターに依頼して、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について特別に調整を行っている。

な行

【認知件数】

警察が発生を認知した事件の数をいう。

は行

【犯罪少年】

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

【BBS会】

Big Brothers and Sistersの略で、非行少年等の自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体のこと。全国で約4,500人の会員が活動している。

【非行少年】

犯罪少年、触法少年、[ぐ犯少年](#)の総称のこと。

〈犯罪少年〉

罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。

〈触法少年〉

14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。

〈ぐ犯少年〉

保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。

【法務少年支援センター】

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」という名称で、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（「地域援助」）を行っている。少年鑑別所が有する少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用し、地域社会における非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者等からの相談に応じるほか、関係機関・団体からの依頼に応じ、情報提供、助言、各種心理検査等の調査、心理的援助、研修・講演等を行うなど、地域社会や関係機関のニーズに幅広く対応している。

【保護観察所】

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている。

【保護司】

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアのこと。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。

全国で約4万7,000人が活動している。県内では11の保護区があり、約800名の保護司が活動している。

第2 長崎県再犯防止推進計画策定検討委員会委員名簿

関係機関名	役職	氏名	備考
日本社会事業大学	教授	潮谷 有二	
長崎地方検察庁	検事正	木下 雅博	
長崎刑務所	所長	関 雅義	
佐世保学園	園長	中西 和久	
長崎少年鑑別所	所長	淵上 康幸	
長崎保護観察所	所長	古賀 正明	
長崎労働局	職業対策課長	熊田 重人	
長崎県弁護士会	会長	中西 祥之	
長崎県保護司会連合会	会長	津田 祐一	
更生保護法人 長崎県更生保護協会	理事長	小濱 正美	
特定非営利法人 長崎県就労支援事業者機構	会長	吉田 茂視	
NPO法人ちゅーりっぷ会 長崎ダルク	代表	中川 賀雅	
長崎県地域生活定着支援センター (社会福祉法人 南高愛隣会)	所長	伊豆丸 剛史	～令和2年9月30日
長崎県地域生活定着支援センター (社会福祉法人 南高愛隣会)	常務理事	酒井 龍彦	令和2年10月1日～
長崎県 長崎子ども・女性・障害者支援センター	所長 (医師)	加来 洋一	